

LPガスの取引に関する重要事項説明書（A）

（令和7年1月改）

本書面はLPガスの取引に関する重要事項を記載した説明書です。この説明書は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液化石油ガス法」という）第14条及び同法施行規則第13条、液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針及び個人情報保護法並びにこれらを補足する事項について下記のとおり通知いたします。

なお、本書面は、お客様とLPガス販売事業者（以下、「当社（店）」という）との液化石油ガスの売買等についての確約書となります。

1. 液化石油ガス（LPガス）の種類

お届けするLPガスの種類は、「い号」です。

2. LPガスの引渡し方法、LPガスの計量の方法及びLPガス料金の算定方法

- LPガスを充填した容器をガス切れが生じないように計画した配達日に配達・交換し、供給設備に接続してLPガスの供給をします。バルク供給のお客様には、お客様のガス使用量に応じてバルク貯槽にLPガスを充填します。
- LPガスを供給するときは、容器、ガスメーター及び調整器等はLPガス消費量に応じたものを設置し、ガスメーター出口をもってLPガスの引渡し箇所とし、LPガスの使用量を体積（ m^3 ）にて計量します。計量には計量法に定める検定に合格したメーターを使用し毎月検針を行います。

LPガス料金の算定方法は、別表のLPガス料金表による計算式（基本料金＋従量料金単価×LPガス使用量＋設備料金＋消費税）により請求させていただきます。

また、他のサービスや役務の提供によるセット割引又はポイント還元を行う場合は、特別値引きをさせていただきますことがあります。

3. 個人情報の取り扱い

液化石油ガス供給の申込みの受付、工事、保安点検、ガス機器販売等において、お客様の個人情報（氏名、住所、電話番号、振替口座番号、クレジットカード情報、ガス機器種類等）の提供を受けますが、これらの個人情報は次の目的以外には利用いたしません。

- LPガスの供給、設備工事、LPガス料金等の徴収
- 液化石油ガス法に定める保安業務
- LPガス機器・ガス警報器等の販売、設置、修理、点検、アフターサービス
- 上記に関するサービス、製品等のお知らせ、案内、調査、データ分析

また、上記業務を円滑に行うため、LPガス容器の配送会社、LPガス設備の保安点検会社、LPガス工事会社、口座振替先の金融機関、情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。このため必要な範囲で委託先に個人情報を提供する場合があります。その際は、当社（店）は委託先との間で個人情報の取り扱いに関する適切な監督を行います。なお、法令に基づき行政機関等から問合せを受けた場合には、上記目的に限らずお客様の個人情報を回答する場合があります。当社（店）が所有している情報について開示、訂正、追加、削除、利用停止等のご希望がある場合は、当社（店）までご連絡下さい。

4. LPガス設備の維持管理、点検・調査方法及び周知の方法

- 液化石油ガス法に基づき、LPガスメーター出口までの供給設備については、当社（店）又は当社（店）が委託した「保安機関」（別表-1-③）が法定期間内に点検を実施し、その維持管理は、当社（店）が責任をもって行います。

供給開始時の法定点検・法定調査（以下、単に「点検」又は「調査」という）は、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（別表-1-①）が実施します。

容器交換時又は月1回以上の点検は、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（別表-1-②）が実施します。

- 液化石油ガス法に基づき、LPガスメーター出口から燃焼器までの消費設備については、当社（店）又は当社（店）が委託した「保安機関」（別表-1-④）が法定期間内に調査を実施します。調査を行わないとお客様の消費設備について災害発生の恐れの有無等を知ることができませんので、必ず調査を受けていただきますようお願いいたします。

なお、消費設備の調査のため3回以上訪問しても留守等の場合は、「不在」として処理し、調査拒否として取り扱いをさせていただきます。

消費設備の取り扱い及び維持管理については、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（別表-1-⑤）が1年に1回又は2年に1回配布するLPガス災害防止のための周知文書及びその他のリーフレット等を参考に、お客様自ら責任をもって行って下さい。

- 消費設備の調査結果については、調査票をもってお客様に通知いたします。調査の結果、不備な箇所が明らかになった場合は、保安確保のため、すみやかに改善されるようお願いいたします。消費設備に不備があった場合、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関がお客様にそのことを通知してから1ヶ月から5ヶ月以内に再調査させていただきます。再調査の結果、指摘箇所が改善していない場合は、1年に1回以上、当該消費設備の技術上の基準に適合するようにとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果について通知するものとします。
- 供給設備の点検及び消費設備の調査の結果、事故につながる恐れが大きいと考えられる欠陥箇所が明らかになった設備については、その設備が改善されるまでの期間、LPガスの供給を一時中止することがあります。また、県知事等行政長によってその消費設備の所有者又は占有者に対して改善命令が出されることもあります。供給設備の取り外しをお客様が行うと液化石油ガス法及びその他法令にて処罰を受けることがありますので、取り外しが必要なときは必ず当社（店）にご連絡願います。
- 調査の拒否又は、調査結果に基づく改善の措置をお客様が講じなかったために発生した事故並びにLPガス供給中止による損害については、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関は、法律上の責任を一切負担いたしません。お客様が周知文書による注意事項に違背し、事故が発生した場合も同様です。
- 本説明書の通知時に設置されていたものと同種類、かつ同程度のLPガス消費量のコンロ等の小型燃焼器具を交換する場合は、LPガス供給設備・消費設備について当社（店）に連絡なく移動又は変更等をした場合は、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関は、法律上の責任は一切負担いたしません。なお、前記設備の移動又は変更等により、又はこれに起因するLPガス事故によって当社（店）の所有設備に損害が生じたときは、お客様において賠償していただきます。
- その他お客様の安全を守るため、当社（店）では可能な限りお客様宅の点検・調査の毎年実施や、電気通信技術を用いた集中監視システム等安全機器の設置を行う等の自主保安活動に取り組めます。

5. 緊急時の連絡・緊急時の対応

ガス漏れ等の緊急事態に備え、当社（店）では24時間体制をとっています。「ガス漏れ等の緊急時」には直ちに（別表-1-⑥又は別表-1-⑦）へご連絡下さい。

6. その他

- 新たにLPガス用燃焼器を購入、設置される場合は、当社（店）にご連絡下さい。「周知文書」等でご注意しているとおり、LPガスを安全に燃焼させるためには、LPガス専用の燃焼器具以外は使用できません。購入時には十分ご注意下さい。
- 火災のときは、容器バルブを閉め消防署員などの関係者に容器の位置などを明確に知らせ、その処置を依頼するほか、併せて当社（店）にお知らせ下さい。また、お客様の住居の近隣における火災の発生時も同様の処置をして下さい。
- 地震のときは、まず身の安全を確保し、揺れが収まってから慌てず使用中の火を消し、ガス栓（元栓）・容器バルブを閉めて下さい。
- 地震・風水害等でLPガス設備からガス漏れの恐れがある場合又は容器及び調整器等の設備が冠水した場合は、当社（店）の点検を受けてから使用下さい。

(別表-1) 保安機関の名称、住所及び連絡方法

保安業務区分	連絡先電話番号	名称	所在地
① 供給開始時点検調査			
② 容器交換時等供給設備点検			
③ 定期供給設備点検			
④ 定期消費設備調査			
⑤ 周知			
⑥ 緊急時対応			
⑦ 緊急時連絡			

7. LPガス料金の算定方法及び算定の基礎となる項目についての内容の説明

(1) **基本料金**・・・LPガスの使用量に関係なく一律に徴収する料金です。

供給設備の利用料（ガスメーター、LPガス容器、供給管及び附属設備等）・設備維持管理費等・（ ）から構成されております。

(2) **従量料金**・・・LPガスの使用量に応じた料金です。

LPガス原価・配送費・一般販売経費（人件費、保安費、管理費）・（ ）から構成されております。

(3) **設備料金**・・・当社（店）所有の消費設備等をお客様が利用される場合の料金です。

当社（店）所有の消費設備等をご利用される場合は、別表-2のとおり利用料を毎月請求させていただきます。この場合、指定する支払い回数に達したときは支払い完了となり、当該設備の所有権はお客様に帰属します。なお、別表-2に支払い完了予定日を記載していますが、LPガス料金の未払い等がありましたら予定日は変更となります。

8. LPガス設備の所有関係、LPガス設備の変更等に関する費用の負担方法、当社（店）所有のLPガス設備の利用料及び徴収方法（解約時に係る清算額の計算方法含む）

(1) 現に設置してある供給設備（ガスメーター、LPガス容器、供給管及び附属設備等）並びに別表-2に記載の消費設備は、当社（店）の所有です。当社所有の設備に関する各種条件は、別紙の「LPガス設備貸借契約書」のとおりです。

(2) お客様の所有するLPガス設備は別表-3に記載のとおりです。

(3) 供給設備及び消費設備等の設置、変更、移動、修理等に要する費用は、当社（店）所有の設備については当社（店）が負担し、お客様所有の設備についてはお客様の負担とします。ただし、お客様の都合又は過失によりLPガス設備の設置、変更、移動、修理等が必要な場合はお客様の負担とします。

(4) お客様が当社（店）との取引を中止し、契約を解除する場合は下記のとおりとします。

① ガス供給の契約を解除する場合は、原則として取引の契約解除の申出から7日間の解約（設備撤去）猶予期間をいただきます。ただし、契約解除の時点で清算額（ガス代、設備貸与の残存価格）があるときは、その清算が完了した後に契約解除とさせていただきます。契約解除にかかるLPガス設備の撤去費用として（ 円（税別））を請求させていただきます。

② LPガス設備の撤去が著しく困難の場合は、両者が話し合いの上、その処置を決めさせていただきます。

③ お客様へご請求したLPガス料金の支払いが（ ）ヶ月以上滞った時はLPガスの供給を停止させていただきます。再度、供給するためには、LPガス料金のお支払いが確認された後、（ ）営業日以内に再開させていただきます。

④ 当社（店）所有の消費設備をご使用いただいている場合、お客様の都合でLPガス供給の契約を解除する場合には、（別表-2）に示す設備の残存価格（設置時費用額からお客様がすでに支払った額の差額）を売買代金として買い取っていただきます。

⑤ 令和6年7月2日以前の契約により、（別表-2）に示す当社（店）所有の設備を無償でご利用いただいている場合は、設置時費用から解約時における法定の減価償却費を差し引いた残存価格を売買代金として買い取っていただきます。

減価償却の計算は、清算価格 = 設置時費用 - (設置時費用 × 償却率) × 経過月数 ÷ 12)で行います。

※償却率は設備の耐用年数によって異なります。

(別表-2) 当社（店）所有の消費設備の明細（金額は全て税別表示です。）

名称	型式等	利用開始年月	設置時費用 (工事費含む)	支払い回数	1ヶ月当たりの 利用料 (税別)	支払い完了 予定年月
		年 月	円	回	円	年 月
		年 月	円	回	円	年 月
		年 月	円	回	円	年 月

(別表-3) お客様所有の設備の明細

所有者	名称	型式等	所有者	名称	型式等
お客様			お客様		
お客様			お客様		
お客様			お客様		

LPガス販売事業者からLPガスの取引に関する重要事項について説明を受け、確認しました。（ はい ・ いいえ ）

LPガス料金表を受け取りました。（ はい ・ いいえ ）

年 月 日

重要事項の説明を受けた方のお名前

ご契約者様との関係（ ）

お客様コード番号

住 所

ご契約者様の氏名又は名称

印

電話番号

販売事業者名

電話番号

本重要事項を説明した担当者氏名

※ ご不明な点があればお問い合わせ下さい。